

令和5年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

| | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|---------------|----------|---|-------|----------|--------|----------|
| 召集期日 | 令和5年3月24日(金) | | | | | | | |
| 開会場所 | 鴻巣市川里農業研修センター 集会室 | | | | | | | |
| 開 会 | 令和5年3月24日 午後3時42分 | | | | | | | |
| 閉 会 | 令和5年3月24日 午後4時54分 | | | | | | | |
| 議 長 | 大塚 明夫 | | | | | | | |
| 委員応召並びに出席状況 | | | | | | | | |
| 農 業 委 員 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出席 状況 | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | 委員氏名 | 出席 状況 | 委員氏名 | 出席 状況 |
| | 1 | 藤村 徳之 | 出席 | | 荒井 晃一 | 出席 | 木暮 剛 | 出席 |
| | 2 | 松本 信次 | 出席 | | 今井 徹 | 出席 | 野本 照夫 | 欠席 |
| | 3 | 矢部 英利 | 出席 | | 田沼 茂 | 出席 | 馬場 勝美 | 出席 |
| | 4 | 酒巻 貞夫 | 出席 | | 中谷 文秋 | 出席 | 関口 正 | 出席 |
| | 5 | 小林 良浩 | 出席 | | 金子 昇 | 出席 | 渡邊 仁 | 出席 |
| | 6 | 萩原 豊 | 出席 | | 河野 博 | 出席 | 秋池 功 | 出席 |
| | 7 | 加藤 豊 | 出席 | | 加藤 勇 | 出席 | 岡野 孝 | 出席 |
| | 8 | 江原 浩昭 | 出席 | | 塚越 秀夫 | 出席 | 伊藤 清 | 出席 |
| | 9 | 大賀 文吉 | 出席 | | 武井 正夫 | 欠席 | 三ツ木 宏之 | 出席 |
| | 10 | 大塚 明夫 | 出席 | | 卯月 良治 | 出席 | | |
| | 11 | 岩崎 新一 | 出席 | | 金子 善行 | 出席 | | |
| | 12 | 渡邊 秋夫 | 出席 | | 永澤 幸一 | 出席 | | |
| 13 | 島田 豊 | 出席 | 安野 悦男 | 出席 | | | | |
| 議事録署名人 | | 萩原 豊 ・ 江原 浩昭 | | | | | | |
| 議事参与 | | 板倉 秀行 ・ 野本 佳永 | | | | | | |
| 書 記 | | | | | | | | |

会議事件名

- 議案第6号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第7号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第9号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第11号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
- 議案第13号 鴻巣市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について
- 議案第14号 鴻巣市農業委員会の所管に係る鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

顛末

令和5年3月24日
開会 午後3時42分

【会長代理】 これより、令和5年第3回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案書20ページの(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、番号115の後に番号116が漏れていました。別紙のとおり差替えをお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 萩原 豊 委員・番号8番 江原 浩昭 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、本議案には〇〇〇農業委員が譲受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますことから、〇〇〇農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第6号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 6筆

| | |
|--|--|
| | <p>番号5</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されており、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は11,712.09アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> <p>【渡邊 秋夫 農業委員】 番号5について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p>【卯月 良治 推進委員】 番号5について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
|--|--|

| | |
|----------------|--|
| 【一同】 | (全員挙手) |
| 【議長】 | 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号について原案のとおり決定いたしました。 |
| | (退出した委員の入室) |
| 【議長】 | 続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。 |
| 【事務局】 | <p>議案について説明します。</p> <p>議案第7号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 4件 9筆 使用貸借権の設定 4件 5筆</p> <p>番号6 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の祖母から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p> |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【萩原 豊 農業委員】 | 番号6について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>【馬場 勝美 推進委員】</p> | <p>番号6について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には既設のコンクリート土留があり、また素掘りの設置を行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局にお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>番号7 受人は、現在市外の借家に妻と2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年2月7日付けで農用地区域から除外されています。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| <p>【松本 信次 農業委員】</p> | <p>番号7について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |
| 【秋池 功 推進委員】 | 番号7について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップの設置を行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 |
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。 |
| 【事務局】 | 番号8 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。 |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【藤村 徳之 農業委員】 | 番号8について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>【永澤 幸一 推進委員】</p> | <p>番号8について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>番号9 受人は、現在市内に家族3人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| <p>【島田 豊 農業委員】</p> | <p>番号9について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第3種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅及び道路後退用地ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>【金子 善行 推進委員】</p> | <p>番号9について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップの設置を行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については区域外流入で下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p> | <p>道路後退用地の農地転用について、先に寄付採納が必要ではないですか。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>鴻巣市道路課と手続きについて調整したところ、農地転用許可後に寄付採納をしてもらうことになりました。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>他に質問はございませんか。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>それでは、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>番号10 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建築条件付売買予定地2区画を申請するものです。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| <p>【大賀 文吉 農業委員】</p> | <p>番号10について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>的を達成できるとは認められません。特定建築条件付売買予定地ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| 【関口 正 推進委員】 | <p>番号10について調査してまいりました。申請地には、建築条件付売買予定地ということですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| 【酒巻 貞夫 農業委員】 | <p>特定建築条件付売買予定地について、何年以内に住宅を建築するなど条件はありますか。</p> |
| 【事務局】 | <p>何年以内にとり条件はありませんが、農地転用許可後に工事が完了するまで、3か月ごとに進捗状況を報告する必要があります。</p> |
| 【議長】 | <p>他に質問はございませんか。</p> |
| 【一同】 | <p>(質問なし)</p> |
| 【議長】 | <p>それでは、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。</p> |
| 【事務局】 | <p>番号11 受人は、現在市内にある宗教法人です。今回、国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、墓地が収用されることになり、代替地を探していたところ、既存の駐車場の一部に墓地を設けて、替わりの駐車場を設置するため、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>【島田 豊 農業委員】</p> | <p>番号11について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| <p>【卯月 良治 推進委員】</p> | <p>番号11について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するという事ですが、隣接する農地との境界には素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>（質問なし）</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>番号12 受人は、現在市内で産業廃棄物や一般廃棄物の収集運搬処理業を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年2月7日付けで農用地区域から除外されています。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 【矢部 英利 農業委員】 | <p>番号12について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| 【田沼 茂 推進委員】 | <p>番号12について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するという事ですが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| 【一同】 | <p>（質問なし）</p> |
| 【議長】 | <p>質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局にお願いいたします。</p> |
| 【事務局】 | <p>番号13 受人は、現在市内の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>【藤村 徳之 農業委員】</p> | <p>番号13について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| <p>【永澤 幸一 推進委員】</p> | <p>番号13について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>（質問なし）</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>（全員挙手）</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第8号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号1について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 【島田 豊 農業委員】 | 番号1 この件につきまして、令和5年3月14日に事務局とともに調査したところ、番号1について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。 |
| 【議長】 | ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 |
| 【金子 善行 推進委員】 | 申出の事由の身体の故障をどのように判断していますか。 |
| 【事務局】 | 鴻巣市都市計画課において、生産緑地買取申出書の添付書類である医師の診断書を確認し、農業が継続できないかどうかを判断しています。 |
| 【議長】 | 他に質問はございませんか。 |
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | それでは採決を行います。議案第8号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 |
| 【一同】 | (全員挙手) |
| 【議長】 | 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第8号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第9号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。 |
| 【事務局】 | 議案第9号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について 賃借権の設定 133件 373筆 325,946.91㎡ 使用貸借権の設定 3件 3筆 1,929㎡ について令和5年3月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|--------|-------------|------|-------------|----------|----|----|--------|
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。 | | | | | | | | |
| 【一同】 | (質問なし) | | | | | | | | |
| 【議長】 | 質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 | | | | | | | | |
| 【一同】 | (全員挙手) | | | | | | | | |
| 【議長】 | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第9号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、7人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員7名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p> | | | | | | | | |
| 【事務局】 | <p>議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、〇〇〇〇 外65名より</p> <table border="0" data-bbox="395 1765 1433 1854"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>73件</td> <td>643筆</td> <td>557,028.91㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>4件</td> <td>7筆</td> <td>5,472㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p> | 賃借権の設定 | 73件 | 643筆 | 557,028.91㎡ | 使用貸借権の設定 | 4件 | 7筆 | 5,472㎡ |
| 賃借権の設定 | 73件 | 643筆 | 557,028.91㎡ | | | | | | |
| 使用貸借権の設定 | 4件 | 7筆 | 5,472㎡ | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 |
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので、採決を行います。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 |
| 【一同】 | (全員挙手) |
| 【議長】 | 挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第10号は原案のとおり承認いたします。 (指名された委員7名の入室) |
| | 続きまして、議案第11号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします |
| 【事務局】 | 議案について説明します。 議案第11号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。 |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。 |
| 【農政課】 | 農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2 |

回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受け付けており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。

番号1

事業計画者は、現在市内の妻の実家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義叔父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号2

事業計画者は、現在市内の借家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号3

事業計画者は、現在市外の借家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号4

事業計画者は、現在市内で砂利、砂、土の販売及び土木建築工事の施工請負業務を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに資材置場の設置を計画し、土

| | |
|-------|---|
| | <p>地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界には鋼板柵を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもあります。</p> <p>以上のことについて、先の審議会においては、賛成多数で承認を受けております。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。</p> |
| 【一同】 | <p>(質問なし)</p> |
| 【議長】 | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第11号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 【一同】 | <p>(全員挙手)</p> |
| 【議長】 | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第11号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| 【事務局】 | <p>それでは、議案について説明します。</p> <p>まず初めに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるように努めなければならないとされており、鴻巣市農業委員会では平成30年7月25日に策定し、令和3年12月24日に改正しました。</p> <p>この指針は、令和6年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものですが、今回、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されることから、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を一部改正するものです。</p> <p>一部改正の内容としましては、指針に追加項目を設けるものですが、「第2 具</p> |

体的な目標、推進方法」のところに新たに「評価方法」を追加し、1. 遊休農地の発生防止・解消についての(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法を追加しています。そして、2. 担い手への農地利用の集積・集約化についての(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法を追加しています。さらに、3. 新規参入の促進についての(3)新規参入の促進の評価方法を追加しています。

それから、各項目の数値目標ですが、鴻巣市農政課が作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえて、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示しており、これは農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっています。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をもとに説明。

【議長】 ただいまの説明について、農業委員会が指針を変更しようとするときは、現場で農地等の利用の最適化の推進を行う農地利用最適化推進委員の意見が指針に反映されるようにする必要があることから、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。このため、まず、農地利用最適化推進委員の方から意見を求めます。何かご意見はございませんか。

【一同】 (意見なし)

【議長】 それでは、農業委員の方も含めて、何か意見はありませんか。

【一同】 (意見なし)

【議長】 それでは採決を行います。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第13号 鴻巣市農業委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律等施行規程の制定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

| | |
|---------------------|--|
| <p>【事務局】</p> | <p>それでは、議案について説明します。</p> <p>個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、現行の鴻巣市個人情報保護条例は廃止され、改正後の法による全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることとなります。</p> <p>これにより、農業委員会が鴻巣市の条例施行規則の例によるとしていた従前の規程を廃止し、新たに法律等施行規則の例によるものとする規程を制定する必要があるため議案を上程したものです。</p> <p>内容としましては、従前の鴻巣市個人情報保護条例による運用から個人情報保護法に基づく個人情報保護法施行条例による運用に代わるものです。</p> <p>今回、農業委員会では、鴻巣市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行規程を制定し、令和5年4月1日から施行します。また、従前の鴻巣市農業委員会の所管に係る鴻巣市個人情報保護条例施行規程を廃止します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第13号 鴻巣市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第14号 鴻巣市農業委員会の所管に係る鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>それでは、議案について説明します。</p> <p>まず初めに、先程の個人情報の関係の規程については、農業委員会で既に定めてあったものを廃止し新たに制定するものでしたが、この件につきましては、新規で制定するものです。また、先程の件と同様に鴻巣市が定めた規則の例により農業委員会で定めるものであることに違いはありません。</p> |

内容としましては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」いわゆる「デジタル行政推進法」第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、市民等の皆さんが行う申請、届出その他の手続等について、来庁いただかなくても可能となる情報通信技術を活用したオンライン化を推進し、市民サービスの一層の向上を図るもので、鴻巣市が条例を一部改正したことにより、合わせて鴻巣市農業委員会の所管に係る鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を制定するものです。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第14号 鴻巣市農業委員会の所管に係る鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和5年2月11日～令和5年3月10日受付分

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

| | | | |
|--|----|----|-----------|
| | 3件 | 5筆 | 1,386.07㎡ |
|--|----|----|-----------|

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

| | | | |
|--------|-----|-----|------------|
| 所有権の移転 | 14件 | 29筆 | 11,050.08㎡ |
|--------|-----|-----|------------|

| | | | |
|--------|-----|-----|------------|
| 合計届出件数 | 17件 | 34筆 | 12,436.15㎡ |
|--------|-----|-----|------------|

これらは、全て会長専決でございます。

何かご質問はございませんか。

続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。

最後に事務局から何かありますか。

| | |
|--|--|
| <p>【事務局】</p> <p>【会長代理】</p> | <ul style="list-style-type: none">・活動記録簿の提出について・令和6年度県農地利用の最適化施策に対する意見の提出について・農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について <p>これをもちまして、令和5年第3回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和5年4月25日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時54分</p> |
|--|--|